

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

公 告
公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定による措置命令を行ったため、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年 7 月 4 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 消防対象物

所在地 静岡市葵区新伝馬一丁目 1 番45号

名 称 平成自動車解体有限会社

用 途 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第 1（12）の項イ

2 命令を受けた者

所在地 静岡市葵区新伝馬一丁目 1 番45号

名 称 平成自動車解体有限会社 代表取締役 松山 稔

3 命令事項

上記消防対象物に貯蔵されている指定数量以上の危険物第四類第 1 石油類(非水溶性液体)ガソリン500リットルを速やかに除去すること。

4 命令の理由

消防法第10条第 1 項の規定により上記消防対象物において指定数量以上の危険物を少量危険物貯蔵取扱所にて貯蔵していること。